表備考二中「全事故比例てん補方式」を「全事故比例塡補方式」に、「てん補方式を」を「塡補方式を」に改め、同表備考ホ中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内塡補方式」に、「又は第九号（これらの規定を」を「（に、「てん補方式を」を「塡補方式を」に改め、同表備考ヘからリまでを削り、同表備考ヌ中「支払上限付低事故不てん補方式」を「支払上限付低事故不塡補方式」に、「第五十四条第六号又は第十二号（これらの規定を」を「第五十四条第二号（に、「てん補方式を」を「塡補方式を」に改め、同表備考ヌを同表備考へとし、同表備考ル中「地震等限定てん補方式」を「地震等限定塡補方式」に、「第五十四条第七号」を「第五十四条第三号」に、「てん補方式を」を「塡補方式を」に改め、同表備考ルを同表備考トとし、同表備考ヲ中「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」を「地震等比例塡補付約定限定内塡補方式」に、「第五十四条第八号」を「第五十四条第四号」に、「てん補方式を」を「塡補方式を」に改め、同表備考ヲを同表備考チとし、同表備考ワを削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十四号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	養殖業の種類	団体責任分担共済金額				特別団体責任分担共済金額			
		通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式	通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式
赤潮特約に係る区分	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第二十二条の三第十四号に掲げる養殖業								
赤潮特約に係る部分		二一・五	二一・五	二一・五％	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五％	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		二〇・九％	二一・六％	—	一一・五％	一四・七％	一七・四％	—	七・三％
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十五号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		一五・七	三四・六	—	九・〇	一〇・二	二九・五	—	五・三
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十六号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		一九・五	三七・六	三一・〇	一四・〇	一三・九	三〇・四	二三・六	八・〇
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十七号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		二七・三	三七・六	三一・〇	二二・七	一九・五	三〇・四	二三・六	一五・七
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十八号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		三七・二	三七・六	三一・〇	三七・二	三三・一	三〇・四	二三・六	三三・五
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十九号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
赤潮特約に係る部分以外の部分		二二・八	三七・六	二一・九	一三・〇	一六・八	三〇・四	一六・二	八・〇
赤潮特約に係る部分	令第二十二条の三第十九号に掲げる養殖業	二一・五	二一・五	二一・五	二一・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五